## 長野県西駒郷あり方検討会設置要綱

(目的)

第1 長野県西駒郷の今後の障害者支援施設としてのあり方及び方向性を検討するため、 有識者等により構成する「長野県西駒郷あり方検討会」(以下「検討会」という。) を設置する。

(組 織)

- 第2 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 検討会に座長を置き、座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会務を総理する。

(任期)

- 第3 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができるものとする。
- 2 委員に欠員が生じたときは、前任者の残任期間を任期として、委員を置くことができる。

(会 議)

- 第4 検討会の会議は、座長が招集する。
- 2 座長は、検討会の議長となり、議事を整理する。
- 3 座長は、特に必要があると認めたときは、委員以外の者を検討会に出席させること ができる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事 運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(事務局)

第5 検討会の事務局は、長野県健康福祉部障がい者支援課に置く。

(補 則)

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成28年6月7日から施行する。